

平成 29 年 4 月 19 日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社 出版事業部

法人税法 理論サブノート  
税法の改正に伴う修正のお願い

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

誠に申し訳ございませんが、本書の記載内容に修正がございます。

ご購入いただいたみなさまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、下記該当書籍及び訂正内容をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2017 年 税理士試験受験対策シリーズ

法人税法 理論サブノート（平成 28 年 8 月 30 日第 16 版発行）

ISBN978-4-86486-382-7 C1034

訂正内容

訂正頁・行	訂正箇所
P. 16 14行目	異動前及び異動後 ↓ 削除
P. 58 8行目	その事業年度終了の日の翌日以後1年以内に終了する各事業年度において、 ↓ 積立適用後年度
P. 58 11行目	その積立事業年度の損金の額に算入する。 ↓ 積立適用後年度
P. 120 4行目	その申告書の提出 ↓ その確定申告書の提出
P. 131 26行目	内国法人 ↓ 削除



## 〔1〕 損金不算入 (法34①②③) ★★

## (1) 1項基準額

内国法人がその役員に対して支給する給与（退職給与で業績連動給与に該当しないもの、使用人兼務役員に対する使用人分給与及び③の適用があるものを除く。(1)において同じ。)のうち次に掲げる給与のいずれにも該当しないものの額は、各事業年度の損金の額に算入しない。

- ① 定期同額給与
- ② 事前確定届出給与
- ③ 業績連動給与で一定の要件を満たすもの

## (2) 2項基準額

内国法人がその役員に対して支給する給与（①又は③の適用があるものを除く。）の額のうち不相当に高額な部分の金額は、各事業年度の損金の額に算入しない。

## (3) 3項基準額

内国法人が事実を隠ぺいし、又は仮装経理することによりその役員に対して支給する給与の額は、各事業年度の損金の額に算入しない。

## 〔2〕 経済的利益 (法34④) ★

〔1〕に規定する給与には、債務免除益その他の経済的な利益を含むものとする。

## 〔3〕 定期同額給与 (法34①) ★★

定期同額給与とは、その支給時期が1月以下の一定期間ごとである給与（以下「定期給与」という。）でその事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与をいう。

## 〔4〕 事前確定届出給与 (法34①、令69) ★★

## (1) 意義

事前確定届出給与とは、その役員の職務につき所定の時期に、確定した額の金銭等を交付する旨の定めに基づいて支給する給与で、定期同額給与及び業績連動給与のいずれにも該当しないもので、納税地の所轄税務署長に一定の届出をしている等の要件を満たすものをいう。

なお、同族会社に該当しない内国法人が定期給与を支給しない役員に対して金銭により支給する給与及び特定譲渡制限付株式に係る給与等にあつては届出の必要はない。

## (2) 届出期限

事前確定届出給与の届出期限は、次の区分に応じ、それぞれに定める日とする。

## ① 通常届出の場合

……次のいずれか早い日

(イ) 役員の職務につき所定の時期に、確定した額の金銭を交付する旨の定めをした株主総会等の決議をした日（同日がその職務の執行を開始する日後である場合にあっては、その開始する日）から1月を経過する日

(ロ) その事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から4月を経過する日

## ② 新たに設立した内国法人である場合

……設立の日以後2月を経過する日

問題

## 13-1

試験研究費の特別控除

## 〔1〕総額等に係る税額控除 (措法42の4①②) ★★

## (1) 控除基準額

青色申告法人の各事業年度において、損金の額に算入される試験研究費の額（その試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける金額を控除した金額。以下同じ。）がある場合には、その事業年度の法人税額からその試験研究費の額に次に定める割合を乗じて計算した金額を控除する。

## ① 増減試験研究費割合が5%超の場合

9%にその増減試験研究費割合から5%を控除した割合に0.3を乗じて計算した割合を加算した割合（14%を超える場合には14%）

## ② 増減試験研究費割合が5%以下の場合

9%から5%からその増減試験研究費割合を減算した割合に0.1を乗じて計算した割合を減算した割合（6%未満の場合には6%）

## (2) 税額基準額

(1)は、その事業年度の法人税額の25%相当額を限度とする。

## 〔2〕中小企業者等の税額控除 (措法42の5③④) ★★

## (1) 控除基準額

中小企業者等の各事業年度（〔1〕の適用を受ける事業年度を除く。）において、損金の額に算入される試験研究費の額がある場合には、その事業年度の法人税額からその試験研究費の額の12%相当額を控除する。

なお、増減試験研究費割合が5%を超える場合には、その試験研究費の額に特例割合（12%に増減試験研究費割合から5%を控除した割合に0.3を乗じて計算した割合を加算した割合（17%を超える場合には17%））を乗じて計算した金額を控除する。

## (2) 税額基準額

(1)は、その事業年度の法人税額の25%相当額を限度とする。

なお、増減試験研究費割合が5%を超える場合には、その事業年度の法人税額の35%相当額を限度とする。

## 〔3〕特別試験研究制度 (措法42の4⑥) ★★

## (1) 控除基準額

青色申告法人の各事業年度において、損金の額に算入される特別試験研究費の額（〔1〕又は〔2〕の計算の基礎となった金額を除く。）がある場合には、その事業年度の法人税額から次に掲げる金額の合計額を控除する。

## ① 特別試験研究機関等と共同して行う試験研究又は特別試験研究機関等に委託する

試験研究に係る特別試験研究費の額

…その金額の30%相当額

## ② ①以外の特別試験研究費の額

…その金額の20%相当額

## (2) 税額基準額

(1)は、その事業年度の法人税額の5%相当額を限度とする。

## 〔4〕高水準型制度 (措法42の4⑦) ★★

## (1) 控除基準額

青色申告法人の各事業年度（〔2〕(2)のなお書きの適用を受ける事業年度を除く。）

において、損金の額に算入される試験研究費の額が平均売上金額の10%相当額を超える場合には、その事業年度の法人税額からその超える部分の金額に超過税額控除割合（試験研究費割合から10%を控除した割合に0.2を乗じて計算した割合）を乗じて計算した金額を控除する。

## (2) 税額基準額

(1)は、その事業年度の法人税額の10%相当額を限度とする。

## 〔5〕手続規定 (措法42の4⑩) ★

〔1〕から〔4〕の規定は、確定申告書等（控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を含む。）に控除の対象となる試験研究費の額又は特別試験研究費の額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

この場合において、控除される金額の計算の基礎となる試験研究費の額又は特別試験研究費の額は、確定申告書等に添付された書類に記載された試験研究費の額又は特別試験研究費の額を限度とする。

## 問題 13-2 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除

## 〔1〕 特別控除 (措法42の6②⑧) ★★

## (1) 取得価額基準額

特定中小企業者等が、新品の特定機械装置等を取得し、事業の用に供した場合において、特別償却の適用を受けないときは、供用年度の法人税額からその特定機械装置等の取得価額の7%相当額を控除する。

## (2) 税額基準額

(1)は、供用年度の法人税額の20%相当額を限度とする。

## (3) 手続規定

〔1〕の規定は、確定申告書等（控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を含む。）に特定機械装置等の取得価額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

この場合において、控除される金額の計算の基礎となる特定機械装置等の取得価額は、確定申告書等に添付された書類に記載された特定機械装置等の取得価額を限度とする。

## 〔2〕 繰越税額控除限度超過額がある場合 (措法42の6③⑨) ★

## (1) 取得価額基準額

その事業年度において繰越税額控除限度超過額（その事業年度開始の日前1年以内に開始した事業年度において生じた特別控除の限度超過額）を有する場合には、その事業年度の法人税額からその繰越税額控除限度超過額相当額を控除する。

## (2) 税額基準額

(1)は、その事業年度の法人税額の20%相当額（〔1〕の控除額がある場合には、その金額を控除した残額）を限度とする。

## (3) 手続規定

〔2〕の規定は、供用年度からその事業年度までの確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、その事業年度の確定申告書等（控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を含む。）に繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

## 問題 13-6 外国税額控除

## 〔1〕外国税額控除 (法69①⑬⑭、令142、令142の2) ★★

## (1) 内容 ★★

内国法人が外国法人税を納付することとなる場合には、次の算式により計算した控除限度額を限度として、その外国法人税の額（その所得に対する負担が高率な部分の金額及び外国子会社配当等の益金不算入の適用を受ける外国法人税の額を除く。以下「控除対象外国法人税の額」という。）をその事業年度の法人税額から控除する。

$$\text{各事業年度の所得に対する法人税額} \times \frac{\text{その事業年度の国外所得金額}}{\text{その事業年度の所得金額}}$$

## (2) 手続規定 ★★

(1)の規定は、税務署長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に控除を受ける金額及び明細書の添付があり、かつ、一定書類の保存をしている場合に限り、適用する。

この場合において、控除される金額の計算の基礎となる控除対象外国法人税の額は、その明細書に記載された金額を限度とする。

## 〔2〕外国税額の還付 (法78①) ★

確定申告書に外国税額の控除不足額の記載があるときは、税務署長はその金額に相当する税額を還付する。

## 〔3〕控除対象外国法人税額の損金不算入額 (法41) ★★

〔1〕又は〔2〕の適用を受ける場合には、その控除対象外国法人税の額は、各事業年度の損金の額に算入しない。

## 〔1〕雇用促進税制 (措法42の12) ★★

## (1) 控除基準額

青色申告法人が、③の要件を満たす場合には、その事業年度の法人税額から40万円に特定地域基準雇用者数を乗じて計算した金額を控除する。

## (2) 税額基準額

(1)は、その事業年度の法人税額の10% (中小企業者等である場合には20%) 相当額を限度とする。

## (3) 適用要件

- ① その事業年度及びその前事業年度において離職者がいないこと
- ② 基準雇用者数 $\geq$ 5人 (中小企業者等の場合には2人)
- ③ 基準雇用者割合 $\geq$ 10%
- ④ 給与等支給額 $\geq$ 比較給与等支給額

## (4) 手続規定

〔1〕の規定は、確定申告書等（控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を含む。）に特定地域基準雇用者数等、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

この場合において、控除される金額の計算の基礎となる特定地域雇用者数等は、確定申告書等に添付された書類に記載された特定地域基準雇用者数等を限度とする。

## 〔2〕所得拡大促進税制 (措法42の12の5) ★★

## (1) 控除基準額

青色申告法人が、③の要件を満たす場合には、その事業年度の法人税額から雇用者給与等支給増加額（〔1〕を適用した場合の特定地域基準雇用者数等の算定の基礎となった者に対する給与等を除く。）の10%相当額（③④(ロ)を満たす場合には次の法人の区分に応じそれぞれに定める金額を加算した金額）を控除する。

## ① 中小企業者等

雇用者給与等支給増加額のうち雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額の12%相当額

## ② ①以外の法人

雇用者給与等支給増加額のうち雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額の2%相当額

## (2) 税額基準額

(1)は、その事業年度の法人税額の10% (中小企業者等である場合には20%) 相当額を限度とする。

## (3) 適用要件

- ①  $\frac{\text{雇用者給与等支給増加額}}{\text{基準雇用者給与等支給額}} \geq 5\%$  (中小企業者等の場合には3%)
- ② 雇用者給与等支給額 $\geq$ 比較雇用者給与等支給額
- ③ 次の法人の区分に応じそれぞれに定める要件
  - (イ) 中小企業者等  
平均給与等支給額 $>$ 比較平均給与等支給額
  - (ロ) (イ)以外の法人  
 $\frac{\text{平均給与等支給額} - \text{比較平均給与等支給額}}{\text{比較平均給与等支給額}} \geq 2\%$

## (4) 手続規定

〔2〕の規定は、確定申告書等（控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を含む。）に雇用者給与等支給増加額、控除を受ける金額その他一定の金額及びその金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

この場合において、控除される金額の計算の基礎となる雇用者給与等支給増加額は、確定申告書等に添付された書類に記載された雇用者給与等支給増加額を限度とする。

## 問題 14-1 中間申告

## 〔1〕 前年度実績による中間申告 (法71①) ★★

## (1) 申告書の提出

内国法人である普通法人（清算中のものを除く。以下同じ。）は、その事業年度（適格合併による設立以外で設立事業年度を除く。以下同じ。）が6月を超える場合には、その事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内に、税務署長に対し、次の事項を記載した中間申告書を提出しなければならない。

$$\textcircled{1} \left[ \begin{array}{l} \text{前事業年度の確定申告に係る法人税額} \\ \text{でその事業年度開始の日以後6月を経} \\ \text{過した日の前日までに確定したもの} \end{array} \right] \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$$

② ①の金額の計算の基礎その他一定の事項

## (2) 申告不要

①①の金額が10万円以下である場合には、中間申告書を提出することを要しない。

## 〔2〕 仮決算による中間申告 (法72①) ★★

## (1) 申告書の提出

内国法人である普通法人がその事業年度開始の日以後6月の期間を一事業年度とみなして所得の金額等を計算した場合には、〔1〕①の事項に代えて、次の事項を記載した中間申告書を提出することができる。

① その期間の所得の金額等

② ①の金額の計算の基礎その他一定の事項

## (2) 書類の添付

①の申告書には、その期間の末日における貸借対照表、その期間の損益計算書その他の一定の書類を添付しなければならない。

## (3) 適用除外

次のいずれかに該当する場合には、〔1〕による中間申告書を提出することができない。

① 〔1〕②に該当する場合

② 〔2〕の規定により計算した法人税額が〔1〕の規定により計算した法人税額を超える場合

③ 〔5〕に該当する場合

## 〔3〕 中間申告書の提出がない場合の特例 (法73) ★★

中間申告書を提出すべき法人がその中間申告書を提出期限までに提出しなかった場合には、その提出期限において、税務署長に対し前年度実績による中間申告書の提出があったものとみなす。

## 〔4〕 中間申告による納付 (法76) ★★

中間申告書を提出した法人は、その申告書に記載した法人税額があるときは、その申告書の提出期限までに、その金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。

## 〔5〕 中間申告書の提出を要しない場合 (法71の2)

国税通則法（災害等による期限の延長）の規定による申告期限の延長により、中間申告書の提出期限とその中間申告書に係る事業年度の確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、〔1〕の規定にかかわらず、その中間申告書を提出することを要しない。



**[4] 提出期限の特例**（国通11、法75①、法75の2①）★★

(1) **国税通則法による場合**

税務署長等は、災害その他やむを得ない理由により、申告等の期限までに提出できないと認めるときは、その理由がやんだ日から2月以内に限り、その期限を延長することができる。

(2) **提出期限の延長**

災害その他やむを得ない理由により決算が確定しないため、確定申告書を提出期限までに提出できない場合には、(1)の場合を除き、税務署長は、法人の申請に基づき、期日を指定してその提出期限を延長することができる。

(3) **提出期限の延長の特例**

定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの（以下「定款等」という。）の定め等により、その事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から2月以内にその各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にある場合には、税務署長は、法人の申請に基づき、その事業年度以後の各事業年度（残余財産確定日の属する事業年度を除く。）の確定申告書の提出期限を1月間（次の場合にはその定める期間）延長することができる。

- ① 会計監査人を置いている場合で、かつ、その定款等の定めによりその事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から3月以内にその各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にある場合  
…4月を超えない範囲内において税務署長が指定する月数の期間
- ② その他一定の場合…税務署長が指定する月数の期間

## 問題 16-3 連結中間申告

## 〔1〕 前年度実績による連結中間申告 (法81の19①) ★★

## (1) 申告書の提出

連結親法人（普通法人に限る。以下同じ。）は、その連結事業年度が6月を超える場合には、その連結事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内に、税務署長に対し、次の事項を記載した連結中間申告書を提出しなければならない。

- ① 
$$\left( \begin{array}{l} \text{前連結事業年度の連結確定申告に係る法人} \\ \text{税額でその連結事業年度開始の日以後6月} \\ \text{を経過した日の前日までに確定したもの} \end{array} \right) \times \frac{6}{\text{前連結事業年度の月数}}$$
- ② ①の金額の計算の基礎その他一定の事項

## (2) 申告不要

(1)①の金額が10万円以下である場合には、連結中間申告書を提出することを要しない。

## 〔2〕 仮決算による連結中間申告 (法81の20①) ★★

## (1) 申告書の提出

連結親法人がその連結事業年度開始の日以後6月の期間を一連結事業年度とみなして連結所得の金額等を計算した場合には、〔1〕(1)の事項に代えて、次の事項を記載した連結中間申告書を提出することができる。

- ① その期間の連結所得の金額等
- ② ①の金額の計算の基礎その他一定の事項

## (2) 書類の添付

(1)の申告書には、連結親法人及び連結子法人のその期間の末日における貸借対照表、その期間の損益計算書その他の一定の書類を添付しなければならない。

## (3) 適用除外

次のいずれかに該当する場合には、(1)による連結中間申告書を提出することができない。

- ① 〔1〕(2)に該当する場合
- ② 〔2〕の規定により計算した法人税額が〔1〕の規定により計算した法人税額を超える場合
- ③ 〔6〕に該当する場合

## 〔3〕 申告書の提出がない場合の特例 (法81の21) ★★

連結中間申告書を提出すべき連結親法人がその連結中間申告書を提出期限までに提出しなかった場合には、その提出期限において、税務署長に対し前年度実績による連結中間申告書の提出があったものとみなす。

## 〔4〕 連結中間申告による納付 (法81の26) ★★

連結中間申告書を提出した連結親法人は、その申告書に記載した法人税額があるときは、その申告書の提出期限までに、その金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。

## 〔5〕 連結子法人の連帯納付責任 (法81の28①) ★

連結子法人は、連結親法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税について、連帯納付の責めに任ずる。

## 〔6〕 連結中間申告書の提出を要しない場合 (法81の19の2①)

国税通則法（災害等による期限の延長）の規定による申告期限の延長により、連結中間申告書の提出期限とその連結中間申告書に係る連結事業年度の連結確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、〔1〕の規定にかかわらず、その連結中間申告書を提出することを要しない。

**〔4〕 提出期限の特例**（国通11、法81の23①、法81の24①）★★

(1) **国税通則法による場合**

税務署長等は、災害その他やむを得ない理由により、申告等の期限までに提出できないと認めるときは、その理由がやんだ日から2月以内に限り、その期限を延長することができる。

(2) **提出期限の延長**

災害その他やむを得ない理由により、連結法人の決算が確定しないため、又は連結所得の金額等の計算を了することができないため、連結確定申告書を提出期限までに提出できない場合には、(1)の場合を除き、税務署長は、その連結親法人の申請に基づき、期日を指定してその提出期限を延長することができる。

(3) **提出期限の延長の特例**

定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの（以下「定款等」という。）の定め等により、その連結事業年度以後の各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内にその各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にある場合又は連結子法人が多数に上ること等により連結所得の金額等の計算を了することができないためにその連結事業年度以後の各連結事業年度の連結確定申告書を提出期限までに提出できない常況にある場合には、税務署長は、その連結親法人の申請に基づき、その連結事業年度以後の各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限を2月間（次の場合にはその定める期間）延長することができる。

- ① その連結親法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、その定款等の定めによりその連結事業年度以後の各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内にその各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にある場合  
…4月を超えない範囲内において税務署長が指定する月数の期間
- ② その他一定の場合…税務署長が指定する月数の期間

**〔5〕 連結子法人の届出**（法81の25①）★

連結子法人は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、その連結事業年度に係る個別帰属額等を記載した書類にその連結事業年度の貸借対照表、損益計算書その他一定の書類を添付し、これをその連結子法人の本店等所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

**〔6〕 連結子法人の連帯納付責任**（法81の28①）★

連結子法人は、連結親法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税について、連帯納付の責めに任ずる。